

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年5月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500057 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500002 号

第 1 結論

昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 25 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 63 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 61 年 3 月に A 市から B 市（現在は、C 市）に引っ越したが、妻が私の請求期間の保険料を納付していたはずである。同市に引っ越してきた後の昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの保険料については、納付済みとされており、同市では保険料の納付については厳しい取扱いをしていると聞いていたことを妻が覚えているため、請求期間の保険料だけ納付しないということは考えられないし、昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の保険料については、保険料を納付していたことを証明できる「平成元年度 市民税・県民税申告書」の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、B 市転入後から 60 歳到達時までの 20 年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、請求期間及び平成 22 年 1 月の 1 か月間を除き保険料の未納はなく、請求期間は 2 か月と短期間である。

また、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 1 月頃に B 市で払い出されたと推認されるため、この頃に請求者の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、昭和 49 年 1 月（厚生年金保険被保険者資格を喪失した月）に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。請求者は、その後 60 歳到達時まで引き続き国民年金に加入しており、請求期間直前の保険料については、現年度保険料として納付されていることから、請求期間の保険料についても、同様に現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者から提出された「平成元年度 市民税・県民税申告書」の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額（18 万 4,800 円）は、昭和 63 年度の夫婦二

人分の保険料を納付した場合の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500058 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500003 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 5 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 27 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 49 年 10 月から昭和 57 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 5 月まで

私は、昭和 49 年 9 月に A 市へ引っ越したが、間もなく自宅に訪問してきた同市の職員から、夫は既に国民年金に加入しているのだから、あなたも国民年金に加入するようにと勧められ、併せて、保険料については、納付するのが難しいのであれば、免除申請ができるとの説明を聞いたので、その場で加入手続きを行い、保険料の免除申請も行った。同市に住んでいた間、夫の分は途中から納付を開始したが、請求期間①の保険料については、私の分は全て免除してもらっていたはずである。

昭和 61 年 3 月に A 市から B 市（現在は、C 市）に引っ越したが、この頃からは生活も安定してきたし、同市では保険料の納付については厳しい取扱いをしていると聞いていたので、保険料の免除申請は行っておらず、私の保険料も納付を開始し、私が夫の分と一緒に請求期間②の保険料を納付していたはずである。夫の昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの保険料については、納付済みとされており、私の保険料だけ納付しないということは考えられないし、昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の保険料については、保険料を納付していたことを証明できる「平成元年度 市民税・県民税申告書」の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、国民年金手帳番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 5 月頃に A 市で払い出されたと推認されるため、この頃に請求者の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、昭和 47 年 * 月（20 歳到達時）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行わ

れたものとみられる。請求者は、その後 60 歳到達時まで引き続き国民年金に加入しているため、請求期間②の保険料を現年度保険料として納付することが可能であった。

また、請求期間②のうち、昭和 63 年 4 月及び同年 5 月については、請求者から提出された「平成元年度 市民税・県民税申告書」の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額（18 万 4,800 円）は、昭和 63 年度の夫婦二人分の保険料を納付した場合の保険料額と一致している。

さらに、請求期間②については、i) B 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者夫婦は昭和 61 年 3 月に A 市から B 市へ転入していることが確認でき、同市での国民年金に係る住所変更手続は、夫婦同時に適切に行われたものとみられること、ii) 請求者は、同市転入を契機に夫婦の保険料を一緒に納付するようにしたとしているところ、その夫の昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの保険料については、現年度保険料として納付済みとされていること、iii) 請求期間②後の保険料については、夫婦同時に口座振替制度を利用して保険料を納付する申出を行っていたものとみられること、iv) オンライン記録によると、請求者は、同市転入後から 60 歳到達時までの 20 年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、請求期間②を除き保険料の未納はないことを勘案すると、請求期間②の保険料について、請求者が夫の分と一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、請求者が A 市の職員から聞いたとする国民年金に関する説明の記憶は具体的である上、夫に係る国民年金加入手続は、昭和 49 年 1 月頃に B 市で行われたものとみられ、A 市に転入する以前に、夫については国民年金に加入していたことは確認できる。

しかしながら、上述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 5 月頃に払い出されており、これ以外に請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられることから、請求者は、請求期間①当時において国民年金に未加入であり、保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、夫に係る国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳によると、請求者夫婦が A 市に転入後、夫に係る国民年金の住所変更手続が行われたのは、昭和 52 年 6 月頃とされていることから、同市において夫が国民年金に加入していることを把握したのは、この手続が行われた昭和 52 年 6 月頃であったものとみられる。これを踏まえると、同市職員が請求者に対し、夫が国民年金に加入していることを理由として、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請の説明を行えるのは、少なくとも昭和 52 年 6 月以降であったと考えられ、請求者が説明を受けたとする時期と相違する。

さらに、請求期間①当時の保険料の免除制度については、被保険者から申請があった際は、申請のあった日の属する月前における直近の基準月（本事案では、昭和 57 年 4 月）から承認することができることとされていたため、オンライン記録において、請求期間①直後の昭和 57 年 4 月から保険料が免除されている事務処理に不自然さは見受けられない。

加えて、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿は現存しないものの、請求者がその後に居住している B 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、請求期間①の保険料が A 市において免除されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①の保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500054号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500008号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月20日、平成18年8月10日及び平成18年12月20日の標準賞与額を5万9,000円、7万9,000円及び6万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月20日、平成18年8月10日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月20日、平成18年8月10日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和22年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成17年12月
② 平成18年8月
③ 平成18年12月

A事業所で勤務していた時に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、その記録が無い。調査をして当該賞与を記録し、年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支払明細書により、請求者は平成17年冬季、平成18年夏季及び平成18年冬季にA事業所から、6万円、8万円及び7万円の賞与の支給を受け、5万9,000円、7万9,000円及び6万9,000円の標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、従業員の賞与の支給日は同じ日であると陳述しているところ、同僚の厚生年金保険被保険者賞与支払届の賞与支払年月日は、平成17年12月20日、平成18年8月10日及び平成18年12月20日であることから、

請求者の賞与支給日についても平成17年12月20日、平成18年8月10日及び平成18年12月20日とすることが妥当である。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①については、5万9,000円、請求期間②については、7万9,000円及び請求期間③については、6万9,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月20日、平成18年8月10日及び平成18年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年12月20日、平成18年8月10日及び平成18年12月20日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500068 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500009 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 3 年 4 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 53 万円とする。

平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 3 年 4 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで

請求期間について、「ねんきん定期便」に記載された標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く 9 万 8,000 円と記録されている。

請求期間の報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を保管しているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初、請求者が主張する 53 万円と記録されていたところ、平成 5 年 3 月 30 日付けで、平成 3 年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該遡及減額訂正処理は、2 回の定時決定（平成 3 年 10 月 1 日及び平成 4 年 10 月 1 日）を超えて行われているほか、新たに平成 3 年 4 月 1 日の随時改定が追加されているなど、不自然な処理が行われていることがうかがえる。

さらに、A 社に係る滞納処分票によると、同社は事業不振のため、当時、多額の社会保険料を滞納しており、納付計画をめぐって社会保険事務所（当時）と交渉を重ねていたことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求者に係る上記標準報酬月額の減額訂正処理日と同日付けで、A 社の取締役及び従業員合わせて 12 人に係る標準報酬月額が遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、請求者は請求期間において、同社取締役就任していたことが確認できるが、請求者は、「A社では、B業務に関わる担当として取締役を任じられており、財務及び社会保険事務は他の役員が担当していたので、私は全く関与しておらず、また、関与できる立場でもなかった。」と陳述しているところ、複数の同僚からは、「請求者は、C業務を担当する取締役であったので、給与計算及び社会保険事務には関与していなかった。」旨の符合する陳述が得られた。また、上記滞納処分票を見ても、同社側の交渉担当者として請求者の氏名は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、請求者について平成3年4月1日に遡って標準報酬月額減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理は有効な記録訂正とは認められず、請求期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500011号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500010号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年10月31日から同年11月1日に訂正し、平成2年10月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成2年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法75条該当)になっている。しかし、私は、会社の指示で平成2年11月1日よりグループ会社であるB社に転籍しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和63年8月1日、資格喪失日が平成2年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、A社の回答、同社の経理担当役員及び同僚の陳述からすると、請求者が請求期間においてはA社に、平成2年11月1日からはグループ会社であるB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の経理担当役員は、「当社グループの給与計算は同一の会計事務所に委託していた。グループ間の転籍者については、当社から会計事務所に特別の指示を出さない限り給与から厚生年金保険料を控除することになっていた。したがって、請求者の平成2年10月分の保険料を控除していた。」と陳述している上、請求者と同日にB社に転籍した同僚についても、「給与から保険料が控除されていない月はなかった。」と陳述していることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成2年10月の記録から53万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日の訂正届を社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成2年10月31日から同年11

月 1 日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500002 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1500001 号

第 1 結論

昭和 63 年*月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年*月から同年 9 月まで

私は、昭和 63 年*月に勤務先を退職する際、事業主の奥さんから、将来的に年金は大事だから国民年金の手続をしておくように言われたため、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、昭和 63 年 9 月頃に、納付書が送付されてきたので、請求期間の保険料をまとめて金融機関で納付した。金額は月あたり 8,000 円ぐらいであったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、短期間である上、請求者は、国民年金加入期間（第 3 号被保険者期間を除く。）において、請求期間を除き保険料を全て納付しており、請求者が記憶する保険料月額 8,000 円は、請求期間当時の保険料月額 7,700 円に近似する。

しかしながら、手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 7 月頃に A 市において払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続後に、請求者の国民年金被保険者資格については、20 歳に到達した昭和 63 年*月の取得及び厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 63 年 10 月の喪失に係る事務処理が遡って行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、請求者に対して現年度保険料に係る納付書が発行されたとは考え難く、請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、前述の国民年金加入手続（平成 3 年 7 月頃）を基準とすると、請求期間の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者に対して過年度保険料に係る納付書は発行されず、請求者は、請求期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、加入手続をした1、2か月後に納付書が送付されてきた覚えがあるとしており、納付したとする保険料月額が8,000円ぐらいであったとしているところ、オンライン記録によると、請求者に対しては、前述の加入手続（平成3年7月頃）後の平成3年9月2日付けで過年度保険料に係る納付書が作成されており、平成2年9月から平成3年3月までの保険料（保険料月額8,400円）については、平成3年9月24日付けで過年度保険料として遡ってまとめて納付されていることが確認できる。これら納付書の作成及び保険料の納付状況を踏まえると、請求者は平成3年7月頃に行われた加入手続後に保険料を納付した記憶を、請求期間の保険料の納付であったと時期を取り違えている可能性もうかがえる。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500041 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500011 号

第1 結論

請求者のA事業所（現在は、B事業所）における平成2年3月31日から同年4月1日までの期間及びC事業所（現在は、D事業所）における平成10年9月30日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年3月31日から同年4月1日まで
② 平成10年9月30日から同年10月1日まで

請求期間①について、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年3月31日と記録され、請求期間②については、C事業所における喪失年月日が平成10年9月30日と記録されているが、両事業所ともに月末まで勤務していたと思うので、資格喪失日を請求期間①については平成2年4月1日、請求期間②については平成10年10月1日に訂正し、当該期間を年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所から提出された請求者に係る人事記録によると、「任命権者が別段の措置をしない限り平成2年3月30日まで任用を日日更新し、以後更新しない。」と記載されており、平成2年3月30日付けで退職手当が支給されていることが確認できる。

また、A事業所は、「翌年度も採用される場合は、厚生年金保険の加入を継続させていたが、年度末で退職する場合は3月30日を退職日とし、資格喪失日を同月31日とする届出を行っていたことから、請求期間に係る保険料控除は行っていない。」と回答している。

請求期間②について、D事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者喪失通知書の写しにより、C事業所は、請求者が平成10年9月29日に退職し、平成10

年9月30日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが確認できる。

また、D事業所から提出された請求者に係る平成10年の賃金台帳によると、平成10年9月分（平成10年9月25日支給）の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、D事業所は、「給与支払方法は、毎月末締め翌月26日支払い、保険料控除は翌月控除であったので、平成10年9月分の保険料控除は行っていない。」と回答していることから、平成10年9月分の給与から控除されている厚生年金保険料は平成10年8月分の保険料であり、平成10年9月分については控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500078 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500012 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社(現在は、B 社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、C 社に勤務していたが、A 社に吸収合併され、同社に昭和 52 年 8 月 21 日から勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 52 年 9 月 1 日となっているので調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された社員名簿によれば、請求者が昭和 52 年 8 月 21 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上述の社員名簿に記載されている厚生年金保険被保険者の資格取得年月日及び雇用保険記録の資格取得年月日は、オンライン記録の資格取得年月日と同日の昭和 52 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、B 社の担当者は、C 社は関連会社等ではなく、吸収合併もしていない上、請求者以外にも入社日と資格取得日が異なる者がおり、当時は入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと思われると陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。